

【遺伝子・細胞治療研究開発基盤事業 H30 年度公募 Q&A】

《若手研究者の定義》

Q: 若手研究者の定義は何ですか？

(回答): 以下のいずれかを満たす者とします。

- ① 平成 30 年 4 月 1 日時点において、年齢が、男性の場合は満 40 歳未満の者(昭和 53 年 4 月 2 日以降に生まれた者)、女性の場合は満 43 歳未満の者(昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれた者)

(ただし、産前・産後休業及び育児休業をとった者は、満 40 歳未満又は満 43 歳未満の制限に、その日数を加算することができます)

- ② 博士号取得後の期間が 8 年未満の者。

Q: リサーチレジデントについての扱いは？

(回答): 今回の公募ではリサーチレジデント(若手登用)の採用制度はありませんのでご注意ください。

《ベクターの定義》

Q: ベクターはウイルスベクターに限られますか？

(回答): ウイルスベクターに限りません。

《応募に関して》

Q: 一つの機関から複数の応募は可能でしょうか？

(回答): 可能です。ただし、同一の代表者が一つの公募課題に複数応募することはできません。

Q: 応募の際に所属機関の承諾は必要ですか？

(回答): 必要です。e-Rad での応募申請において、機関承認プロセスが必要ですので十分にご留意ください。

《体制について》

Q: 複数の分担研究者が同一の機関に所属していることは可能でしょうか？

(回答): 可能です。

Q: 複合型の提案方法について教えてください。

(回答): 複合型の提案につきましては代表機関がいくつあっても構いませんが、提案は応募課題代表者がすべてを取りまとめて一つの提案として応募してください。

《提案書に関して》

Q: (様式)研究開発提案書「5. これまでに受けた研究費とその成果等」において、「当該資金制度

とそれ以外の研究費に分けて」とあるが、『当該資金制度』とは何か？

(回答)：日本医療研究開発機構(AMED)の資金制度が該当します。